

# 保険料の決まり方

## 65歳以上の人への介護保険料

① 市で介護保険のサービスにかかる費用などから算出された「基準額」を決めます。

② 「基準額」をもとに、65歳以上の人への所得に応じて段階的に保険料が決められます(詳しくは中面をご覧ください)。

### 基準額とは

基準額とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。

介護保険料は、所得の低い人などの負担が大きくならないように、本人と世帯の所得や課税状況に応じて、段階的に調整されています。

### 保険料の基準額の決まり方

保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて、3年ごとに設定します。保険料の基準額は、3年間に必要となる介護保険サービスの総費用をもとにして算出します。市町村によって必要な介護サービスの量や、65歳以上的人数が異なるため、保険料(基準額)も市町村ごとに異なります。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{市町村で介護保険給付にかかる費用}}{\text{65歳以上の人への負担分(23%)}} \times \frac{1}{\text{市町村の65歳以上の人�数}}$$

天童市の2024～2026年度の保険料の基準額 **72,000円(年額)**

「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるよう13段階の保険料に分かれます。

第1～3段階の保険料は、公費による負担軽減が図られています。

\*1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

\*2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費など」を差し引いた額です。合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 <sup>*1</sup> 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 <sup>*2</sup> の合計が80.9万円以下の方	基準額×0.285	<b>20,520円</b>
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の方	基準額×0.485	<b>34,920円</b>
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.685	<b>49,320円</b>
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額×0.90	<b>64,800円</b>
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円超の方	基準額×1.00	<b>72,000円</b>
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	<b>86,400円</b>
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	<b>93,600円</b>
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	<b>108,000円</b>
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	<b>122,400円</b>
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	<b>136,800円</b>
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	<b>151,200円</b>
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	<b>165,600円</b>
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	<b>172,800円</b>

## 介護保険料Q&A

Q 介護保険のサービスを利用していなくとも、保険料を納めるのですか?

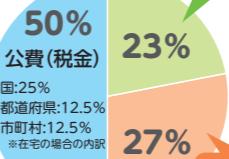
A 介護保険は支え合いの制度です。介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、原則として保険料を納めなければなりません。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

Q 保険料は、どのようにして納めるのですか?

A 介護保険料は、原則として年金から差し引きさせていただきます(詳しくは中面をご覧ください)。

介護保険の財源  
介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源に運営しています。

65歳以上の方の保険料



40～64歳の方の保険料

半分を公費でまかないと

無断転載、複製を禁じます。

65歳以上のみな様へ

令和7年度

# 介護保険料のお知らせ



天童市

# 保険料の納め方

納め方は受給している年金<sup>\*</sup>の額によって2通りに分かれます。※受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額18万円以上の方 ▶ 年金から差し引かれます。

## 特別徴収

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて差し引かれます。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6～8カ月後から保険料が差し引かれます。

仮徴収・本徴収ってなに？



### 仮徴収(暫定賦課)

65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収といいます。通常は、前年度の2月期と同額になります。

### 「特別徴収仮徴収額通知書」が送付されます

新たに年金から差し引かれる方には、市から事前に「特別徴収仮徴収額通知書」を送付しますので、金額や差し引かれる月日等をご確認ください。

こんなときは、  
納付書で納めます。  
(普通徴収になります。)

- 修正申告等により  
保険料が増額になった

増額分を納付書で納めます。



年金が年額18万円未満の方 ▶ 納付書で各自納めます。

## 普通徴収

- 保険料の年額を年8回の納付期限に合わせて納めます。
- 市から納付書を送付しますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、  
**介護保険料の口座振替が便利です。**

### 手続き

1. 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
2. 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降になります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としきれない場合があります。

# 保険料を滞納すると？

災害など特別な事情がないのに保険料を納めないと、次のような措置がとられます。

### 1年間滞納した場合

- サービス利用時の支払い方法の変更  
(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。  
(保険給付分は後で市から払い戻されます。)

### 1年6カ月間滞納した場合

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

市から払い戻されるはずの給付費の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

### 2年以上滞納した場合

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

上記の措置は、介護サービスが必要になったときに行われます。毎月、多額の出費が必要になる場合があり、特に施設入所の際に影響が大きくなりますので、保険料は納め忘れないようにしましょう。

保険料はいつから納めるのですか？

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例 誕生日が7月1日 → 6月分から納めます 誕生日が7月2日 → 7月分から納めます